

相模原市立

大野南中学校 分校いじめ防止基本方針

相模原市立大野南中学校 分校 いじめ防止基本方針

【めざす生徒像】

○学ぶ意欲をもち続ける生徒 ○自分をみつめ、進む道をさがしていく生徒

【めざす学校像】

「自分らしい生き方を実現するための力を身につける学校」
～豊かな人生を送ることができるよう学習機会を提供します～

【家庭・地域との連携】

学校ホームページ

【校内組織】

【いじめ防止対策委員会】

構成員…副校長、教務主任、生徒支援部、養護教諭、青少年教育カウンセラー

【関係機関との連携】

- ・警察・県警少年相談・保護センター
- ・児童相談所
- ・市教育委員会（学校教育課、教育相談課）
- ・関係市町村教育委員会

【いじめの未然防止】

- 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己肯定感を高められる機会を充実させる。
- 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育等の充実や体験活動などの推進を行う。
- 学校、地域の関係団体と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、支援者と連携した取り組みを推進する。

【いじめの早期発見】

- 日常的な観察を充実させ、生徒の様子をきめ細かく見る。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① 学習・生活アンケート（記名式）は5月、1月に実施。
 - ② 教育相談は、5月、10月、1月、3月に実施。

【いじめへの対処】

- いじめを発見し、あるいは通報を受けた場合には、被害生徒の安全を第1優先で確保すると共に、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。
- 教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導すると共に、保護者等への協力要請を行い、再発防止に努める。
- 重大な事案が発生した可能性がある場合には、教育委員会や関係機関、専門機関と連携し、対応を協議して進める。

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こりうることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一步調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1) 組織名称：大野南中学校分校いじめ防止対策委員会

(2) 構 成 員：副校長、教務主任、生徒指導主任、
養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー
青少年相談センターSSW

(3) 委員会の取り組み内容

- ①いじめの未然防止のための、教育活動の企画立案を行う。
- ②いじめの早期発見・早期対応のための、継続的な情報交換を行う。
- ③いじめ事案発生時の組織的な対応を協議する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 授業改善…一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくり
- ② 居場所づくり…話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング

(2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己肯定感を高められる機会を充実させる。

- ① 絆づくり…夜間学級における自治的活動の積極的な活用、全学年合同授業の積極的な実践。

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、体験活動などを推進する。

- ① 人権教育の充実…生徒が自分や他人の存在の大切さを認められるよう指導する。
- ② 道徳教育の徹底…道徳の時間の充実。全ての教育活動の中で実践する。
- ③ 総合的な学習の時間の充実…共生社会の実現をテーマとして取り組む。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に

取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者等、関係者に対しても周知徹底を図る。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないように観察・相談に重点を置く。

(1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

- ① 学年職員を中心として、始業前や休み時間に声かけを実施する。
- ② 学習の振り返り、教育相談等を小まめに行う。

(2) 定期的な学習・生活アンケートや教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) 在籍する生徒及びその保護者等・家族、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 相談窓口の周知…青少年教育カウンセラー 青少年相談センター S S W (毎週水曜日)
- ② 青少年教育カウンセラーによる校内巡回 毎週水曜日に来校 (15:00~18:00)
- ③ いじめ相談ダイヤル… (042) 707-7053
- ④ ヤングテレホン… (042) 755-2552
- ⑤ 保健室だより、相談室だより、ネットパトロールだよりの発行

5 いじめの対処の取組

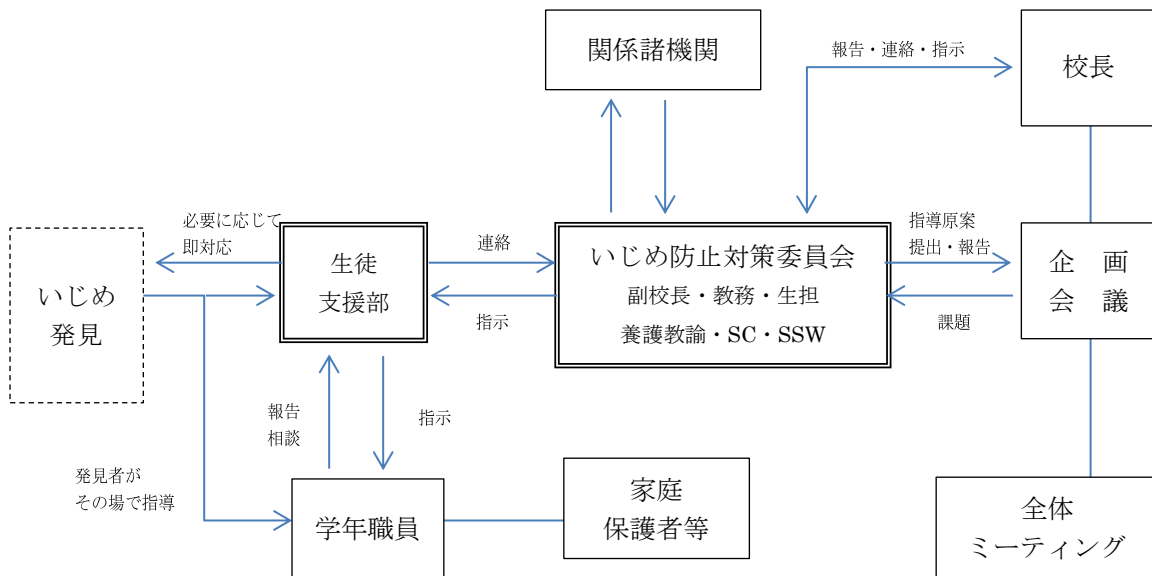
発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに対応する。

(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

- ① 大野南中学校分校いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。
- ② すみやかに事実確認を行い、関係生徒及び保護者等、集団全体(学級、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、すぐに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者等、家族の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ② 各警察署、県警少年相談・保護センター
- ③ 青少年相談員
- ④ 児童相談所、各区子育て支援センター
- ⑤ 市外在住の生徒については、在住市町村教育委員会との連携



6 重大事態への対処

重大事態が発生した可能性がある場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者等に対し、適時・適切な方法で情報提供する。

7 その他

この要項は、令和8年4月1日から施行する。